

広報



あみ

人と自然が織りなす、輝くまち

2021

No.718

1

令和2年12月18日発行



地域のための『移動スーパー』

町では㈱カスミ阿見店と連携した『移動スーパー』を2月より運行しています。地区からの要望があった販売場所を巡回し、お弁当・生鮮食品・生活用品等を販売しています。令和3年1月からは台数を増やし、新たに『あみっぺ』のイラストを加えた2台が皆さまの地域を回ります。

※巡回場所や日時は、こちら (<http://www.town.ami.lg.jp/0000006861.html>)

をご覧ください。町高齢福祉課・㈱カスミ阿見店へお問い合わせください



令和2年分（令和3年度）

所得税、町・県民税（住民税）の 申告手続きは正しくお早めに

所得税の確定申告

『所得税および復興特別所得税の確定申告』は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、申告期限：**令和3年3月15日（月）まで**に確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

住民税（町・県民税）の申告

給与・公的年金以外の所得のある人（確定申告した人を除く）、収入のなかった人、遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみで同居する親族の扶養になっていない人は住民税の申告が必要となります。

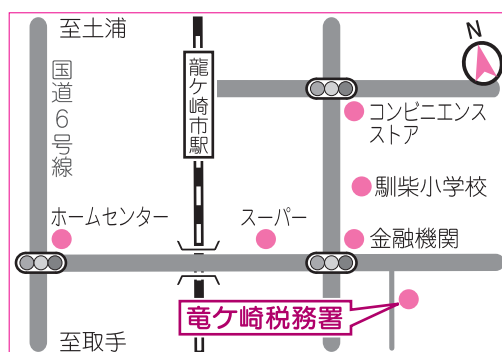
非課税証明書の発行や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの算定の際に必要となりますので、必ず申告期限：**令和3年3月15日（月）まで**に申告してください。

※年金所得者にかかる確定申告不要制度に該当する人が源泉徴収票に記載されていない控除を受けるためには、住民税申告が必要となります

※町では住民税の申告書が手元にない場合や住民税の申告書の書き方がわからない場合には、国税庁のホームページの『確定申告書等作成コーナー』などを利用して印刷した確定申告書の表題部を『令和3年度住民税申告書』に訂正し、住民税申告書の代わりとして提出することができます。町の申告相談会場に持参または町税務課あてに郵送してください。

税務署での確定申告

- ▼期間：令和3年2月16日（火）～3月15日（月）間の月～金（祝日除く） ※2月21日（日）・28日（日）は開場します
- ▼相談受付：午前9時～午後4時（提出は午後5時まで）
- ▼その他：相談内容が複雑な場合は午後3時ごろまでにお越しください。なお、毎年駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関の利用をお願いします
- ▼問合せ：竜ヶ崎税務署：〒301-8601 竜ヶ崎市川原代町 1182-5
☎ 0297-66-1303（自動音声案内）



インターネットでの確定申告

確定申告期間中、税務署や役場の申告相談窓口・駐車場は大変混雑します。

国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、多くの人が訪れる確定申告会場に出向がなくてもマイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマホを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。なお、事前に税務署でID・パスワード方式の手続きを行っていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダー等をお持ちでない人でも、e-Taxをご利用できます。または、印刷したものを竜ヶ崎税務署に郵送、役場の申告相談窓口で收受することもできます。

国税局の電話相談センター

- 作成コーナーの操作などに関する問い合わせ：e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570-01-5901
月～金の午前9時～午後5時（申告期間中は午前9時～午後8時） ※祝日・12月29日～1月3日を除く
- 確定申告等に関する問い合わせ：竜ヶ崎税務署 ☎ 0297-66-1303（自動音声案内） 午前8時30分～午後5時

役場での申告相談

自ら申告書の作成が困難な人を対象に、住民税および所得税の確定申告（還付申告）についての申告相談、申告書の作成および収受を役場本庁舎 3 階 301 会議室で行います。

- ▼申告相談の期間中は、確定申告書・住民税申告書などの配付および収受受付などについてもすべて、本庁舎 1 階の税務課窓口ではなく、本庁舎 3 階の申告相談会場で行います
- ▼申告相談の期間中は、役場駐車場の混雑が予想されます。来庁者の皆さまには、ご不便ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いします

申告に必要なもの

- ▼マイナンバーカード（個人番号カード）
※マイナンバーカードがない場合には、通知カード等および運転免許証等の本人確認のできる書類
- ▼利用者識別番号がわかる書類
※役場申告会場で利用者識別番号を取得した以降に、新たに利用者識別番号を取得した場合
- ▼所得税が還付になる場合は、還付金を受け取る本人名義の口座（金融機関・支店名・口座番号）
- ▼認め印（ゴム印不可）
※住民税申告書を代理人が提出する場合に必要になります
- ▼必要書類（下表参照）

対象	必要書類
事業（営業・農業）所得 不動産所得がある人	収支内訳書の作成に必要な収入や必要経費を記載した帳簿、固定資産税の課税明細書など
給与所得がある人や年金 を受給している人	各支払元が発行する令和 2 年分の源泉徴収票（原本）
雑所得・一時所得があった人	各支払元が発行する令和 2 年分の支払調書
社会保険料控除のある人	国民健康保険税・国民年金保険料・農業者年金保険料・介護保険料などの領収書または控除証明書
生命保険料・地震保険料 控除のある人	契約している保険会社が発行する控除証明書
寄付金税額控除のある人	寄付した団体から発行された寄付金の受領証
障害者控除を受ける人	障害者手帳、療育手帳、寝たきり・認知症等の高齢者の「障害控除対象者認定書」など
医療費控除のある人	医療費控除の明細書または、医療費通知、保険などで補填された金額の明細書・証明書 ※平成 29 年分の確定申告から領収書の提出は不要となっています（税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は 5 年間保管が必要です） ※提出が不要になる領収書には、おむつ使用証明書や在宅介護費用証明書等の医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書は除きます ※医療費控除の特例としてセルフメディケーション税制を選択できます ※本人および同一生計の親族に係る令和 2 年中の医療費を本人が支払った場合で、所得の 5% 以上（所得 200 万円以上の場合は 10 万円以上）ある場合が対象になります

申告相談会 会場：役場 3 階 301 会議室

区 分	所得税確定(還付)申告・住民税申告の相談および受付 ※事業所得（営業・農業）・不動産所得のある人、確定申告により所得税が納税となる人の相談はできません	所得税確定申告・住民税申告の相談および受付 ※消費税および地方消費税の確定申告、相続税・贈与税の申告の相談はできません ※そのほかにも役場で相談できない申告があります
期 間	令和 3 年 2 月 8 日(月)～15 日(月) 月～金（祝日除く） ※初日は混雑が予想されます	令和 3 年 2 月 16 日(火)～3 月 15 日(月) 月～金（祝日除く） ※休日申告を行います。 2 月 21 日(日)・28 日(日)の午前中実施
時 間	▼受付開始時間 午前 7 時 30 分 に役場北口玄関を開錠しますので、3 階の申告相談会場入口に設置してある受付番号簿に氏名を記入してお待ちください。番号札の配付は 8 時 30 分からとなります。 ▼相談時間 午前 8 時 35 分ごろから受付番号順に申告相談を開始します。 ▼受付終了時間 午後 3 時 30 分まで受付します。 ※休日申告の日は午前 11 時まで受付します。また、混雑状況によって早めに受付を終了する場合があります	
対 象	▼給与所得者で年末調整をしていない人 ▼給与所得・年金所得者で医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・扶養控除などの追加により所得税が還付になる人 ▼収入のなかった人 ▼非課税所得のみの人 ▼他の市区町村に居住する人の扶養になっている人	▼左記の対象者および確定申告により所得税が納税となる人（ 青い受付番号簿 に氏名を記入してお待ちください） ▼事業所得（営業・農業）や不動産所得などがある人（ 赤い受付番号簿 に氏名を記入してお待ちください） ※提出書類や所得額・控除額を計算するために必要な書類がそろっていない場合は、受付できません

役場で相談できない申告

次の申告につきましては、竜ヶ崎税務署または国税局の電話相談センターでご相談ください。

- ▼青色申告・過去の年分の確定申告・修正申告・更正の請求など
- ▼事業（営業）所得（新たに事業を開始した年分および震災による事業用資産・棚卸資産などの被害）、利子所得、配当所得、給与所得（特定支出控除）、先物取引に係る雑所得等、山林所得、総合課税の譲渡所得（ゴルフ会員権・貴金属など）、分離課税の譲渡所得（土地・建物・株式など）
- ▼変動所得・臨時所得の平均課税
- ▼雑損控除（災害・盗難による損害など）
- ▼居住の用に供した年分の住宅借入金等特別控除、特定増改築等住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除
- ▼災害減免額、外国税額控除など
- ▼国外に居住している親族の扶養控除など

許さない！町税・国保税滞納。守ります！税の公平

財産の差押を 実施しています！

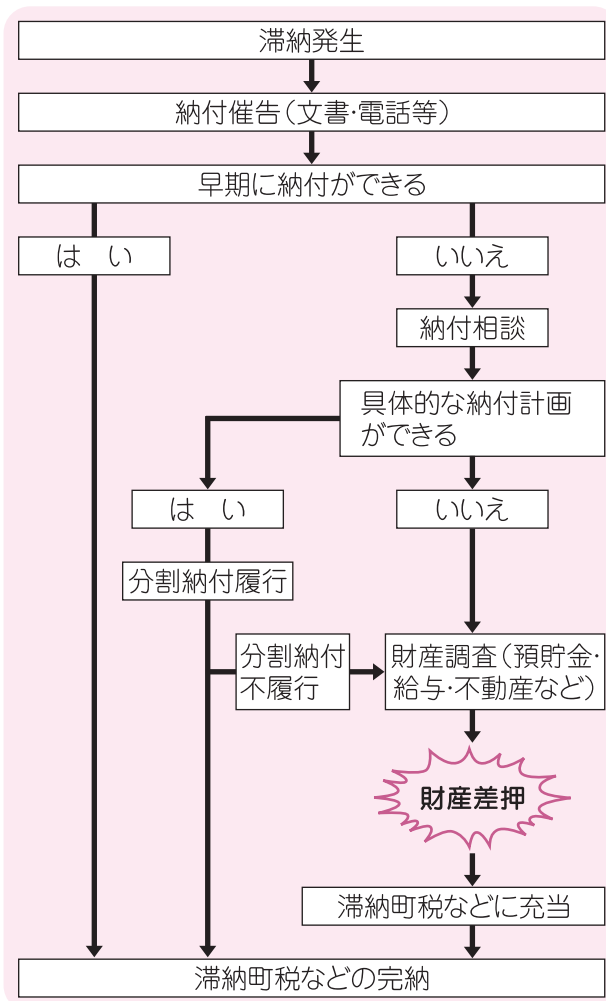
不動産・預金等差押

340 件

(令和元年度実績)

収納課 ☎888-1111 (147・148)

滞納処分の流れ



皆さまに納めていただく税金は、安心・安全な住まいづくりを進めるうえで、とても大切な財源です。

町では、期限を守り納税していただいた皆さまとの公平性を保つとともに、税収を確保するため、滞納者に対し滞納処分(差押)を厳正に行っています。

納期限を過ぎても町税を納めていない人は、早急に納めていただくようお願いいたします。

自主納付の原則

町税などの納付は、自主納付が基本です。自主納付とは、納税者の皆さまが定められた納期限までに自主的に納税することです。

納期限までに納付がない場合は督促状や催告書などが送付されます。しかし、再三の催告にもかかわらず納付していただけない場合は、納期限内に納付いただいた人との公平性を保つため、財産(預貯金・給与・生命保険・不動産など)を調査し、差押による滞納処分を行うことになります。

納付が困難な場合は納税相談を！

税金を納期限までに支払わずそのまま放置しておく、督促手数料・延滞金がかかってしまい、滞納処分の対象になります。

病気や失業、事業の経営不振など、さまざまな事情で納期限内に納付できない、一度に納付することが難しいという場合は、納付方法や納付計画について相談をお受けしますので、そのまま放置しないで、収納課へ相談においでください。

滞納処分執行状況

	令和元年度	
	件数	換価額(円)
不動産	16	0
預貯金	264	16,745,293
所得税還付金	1	41,932
給料	31	12,988,914
年金	5	3,460,256
生命保険	14	1,123,651
その他	9	1,477,116
合計	340	35,837,162

茨城租税債権管理機構

差押などの滞納処分を受けたにもかかわらず、自主納付がなく放置した場合は、誠実性のない滞納者として、茨城租税債権管理機構に徴収権を移管する場合があります。

茨城租税債権管理機構は、県内市町村で構成され、県が支援する一部事務組合です。市町村から滞納事案を受け、財産差押や差押不動産の公売などの強制換価を行う、租税債権回収業務の専門機関です。

町では、昨年度18件の事案を移管しています。

ご利用ください！ 介護保険 福祉用具貸与・購入、 住宅改修をご紹介します

高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111(726)

介護 保険

介護保険では要介護・要支援認定者の日常生活上の不便を解消し、自宅での生活が続けられるよう、自宅で使用する車いす・腰掛け便座などの福祉用具の貸与および購入費の一部支給や小規模な住宅改修(手すりの取り付けなど)の工事費用の一部を支給しています。上手に利用して、自宅での快適な生活に役立てましょう。

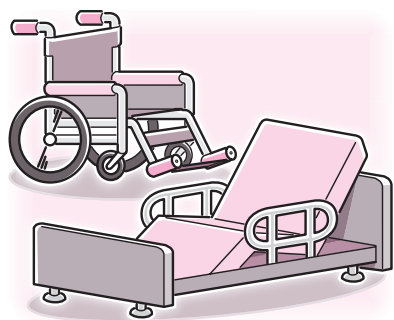
福祉用具貸与

要介護・要支援認定者が自宅で使用する福祉用具を貸与します。貸し出し費用の1割、2割または3割が自己負担です。

福祉用具の種類や貸し出し事業所によって、料金が異なります。利用の際には、ケアマネジャーなどにご相談ください。

対象となる福祉用具(13品)

目…車いす 車いす付属品(電動補助装置等) 特殊寝台 特殊寝台付属品(サイ



ドレール等) 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり(工事を伴わないもの) スロープ(工事を伴わないもの) 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト(つり具部分を除く) 自動排泄処理装置 ※介護度によって使用できる品目に制限がありますのでご注意ください

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

要介護・要支援認定者が自宅で使用する特定福祉用具(貸与できない福祉用具や消耗品で次記に該当するもの)を指定された業者から購入した場合に、かかった費用の一部が負担割合に応じて払い戻されます。

このサービスを受けるためには、いったん全額を自己費で支払い、高齢福祉課介護保険係窓口申請する必要があります。購入前に、

ケアマネジャーなどにご相談ください。

対象となる特定福祉用具(5種類)…腰掛け便座

自動排泄処理装置の交換可能部品 入浴補助用具 簡易浴槽 移動用リフトのつり具の部分

※利用限度額は同年度(4月1日～翌年3月31日)で10万円です(ただし、自己負担分の1割、2割、または3割分は差し引かれます)

※原則として、同一年度内に同じ種目の福祉用具を2回以上購入することはできません

住宅改修

要介護・要支援認定者の転倒防止や段差解消などのための住宅改修工事にかかった費用の一部が負担割合に応じて払い戻されます。

このサービスを受けるためには、工事前の事前申請を高齢福祉課介護保険係窓口に出す必要があります。工事前にケアマネジャーなどにご相談ください。

対象となる工事

手すりの取り付け 居室や廊下などへの転倒防止用

の手すりの取り付け

段差の解消 玄関や掃き出し窓へのスロープの取り付け 居室と廊下の段差の解消 床のかさ上げ

床材の変更 浴室などの滑りにくい床材への変更 車いすでの移動を円滑にする床材への変更

引き戸などへの扉の取り替え 扉全体の取り換えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置など

洋式便器などへの取り替え 和式便器から洋式便器への取り替え、およびその際の洗浄機能付き便座の設置(便器の取り替えに伴う場合に限る)

そのほか前記の各工事に付帯して必要な工事

※利用限度額は20万円です(ただし、自己負担分の1割、2割、または3割分は差し引かれます)

※原則利用限度額は20万円ですが、引越した場合は「介護の必要の程度」の段階が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます

▼国民健康保険▼後期高齢者医療制度

保険税(料)を年金からお支払い(天引き)されている人へ

『年金からの天引きによる納付』から 『口座振替による納付』へ変更できます

国保年金課 ☎888-1111 (131 ~ 135)

国

国民健康保険の保険税または後期高齢者医療制度の保険料を年金からの天引き(特別徴収)されている人は、『年金からの天引きによる納付』から『口座振替による納付』へ変更することができます。

● 口座振替による納付を希望される人は、国保年金課の窓口でお手続きください。
※ お支払いいただく保険税(料)の総額は、変わりません

手続き方法

● 口座振替の登録をされていない人:『保険証』『振替口座の預金通帳』『通帳の届出印』をご持参のうえ、国保年金課窓口にお越しください

● すでに口座振替の登録をされている人:『保険証』『印鑑』をご持参のうえ、国保年金課窓口にお越しください

※ 手続きをする時期により、口座振替へ変更できる月は異なります

「ご留意いただきたいこと」

● 振替口座について:納税義務者ご本人以外の口座も可能です

● 社会保険料控除について:口座振替へ変更した場合、所得税や町・県民税の社会保険料控除は、口座名義人に適用されます。なお、年金からの天引きの場合は、年金受給者ご本人に適用されます

● 口座振替への変更に振替不能となった場合:年金からの天引きに変更させていただきます

遺族年金・障害年金など非課税となる年金を受給している人や無収入の人も所得申告が必要です

国保税は、加入者の前年中(1~12月)の所得などから計算されます。世帯主(納税義務者)を含む加入者全員の所得の合計が一定の基準以下の場合、保険税を軽減する制度がありますが、この軽減制度の適用を受けるには世帯全員の申告が必要です。

遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみの人や収入がなかった人も含め、所得申告をしていない人がいる場合は軽減が適用できませんので、税法上町内在住者の扶養に入っていない場合は、必ず所得の申告をお願いします。

また、所得申告をしていないと高額療養費の支給額が少なくなったり、支給を受けられない場合があります。

後期高齢者医療制度においても同様に、後期高齢者医療保険料の算定や高額療養費の支給額などの判定のため、被保険者本人および同じ世帯の人の所得申告が必要です。

保険税(料)の納付額証明書の送付について

令和2年中に納付された『国民健康保険税』『後期高齢者医療保険料』『介護保険料』の納付額証明書を、役場から令和3年2月初旬までに送付します。

納付額証明書は、令和2年分の確定申告または町・県民税申告の際に、社会保険料控除を受けるために必要です。

この納付額証明書は、『普通徴収(納付書または口座振替による納付)』で納付された分のみを記載しています。『特別徴収(年金からの天引きによる納付)』で納付された分は、令和2年2月分以降の納付額証明書に記されています。

きによる納付)』で納付された分の納付額証明書は、年金支払者から送付される源泉徴収票をお使いください。

なお、障害年金・遺族年金から特別徴収されている分は、年金支払者から源泉徴収票が送付されないため、納付額証明が必要な人は各担当課までお問い合わせください。

● 問い合わせ 役場 ☎888-1111 ▼ 国民健康保険税・国保年金課 国保係(133) ▼ 後期高齢者医療保険料・国保年金課 後期高齢者医療係(134) ▼ 介護保険料・高齢福祉課 介護保険係(726)



成人おめでとうございます!

～20歳になったら、国民年金～

20歳を迎えた皆さん、いよいよ大人の仲間入りですね! しかしこれからの人生にはさまざまな困難もあるかもしれません。国民年金制度はあなたの人生のサポーター。ただし、届出を怠ると将来受け取る年金が減額されたり、受けられなくなる場合もあります。

国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)



●こんなときは届出を

項 目	種 別	届出先
20 歳になった (厚生年金・共済組合者を除く)	学生・自営業・自由業など	第 1 号被保険者 国保年金課
	会社員などに扶養されている配偶者	第 3 号被保険者 配偶者の勤務先
会社員・公務員になった	第 2 号被保険者	勤務先
会社員などと結婚し、扶養されるようになった	第 3 号被保険者	配偶者の勤務先
会社などを退職した、転職して自営業になった	第 1 号被保険者	国保年金課
扶養されている配偶者と離婚・死別した	第 1 号被保険者	国保年金課

日 本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人は、必ず国民年金に加入し、保険料を納めることになります。左表に該当するときには忘れずに届出をしましょう。

なお、会社員・公務員の人は、厚生年金・共済組合に加入することで自動的に国民年金に加入していることになっています。そのため、新たな手続きは必要ありません。

保険料の額

▼ 定 額 保 険 料…月 額
16540円(令和2年度)

▼ 付 加 保 険 料…月 額 4000円

※ 付 加 保 険 料 とは、将来より多くの年金受給を希望する人が定額保険料に上乗せして納付する保険料で、2000円×付加保険料納付済月数―で計算された金額が、老齢基礎年金に加算されます

保険料の納付方法

▼ 現金で納付する…日本年金機構から送付された納付書を金融機関・コンビニエンスストアなどで納付できます

▼ 口座振替で納付する…金融機関の窓口または年金事務所で申し込みできます。納め忘れもなく、確実にしかも便利です

▼ 口座振替手続きに必要なもの…▼年金手帳または納付書等基礎年金番号のわかるもの▼通帳▼金融機関届出の印鑑

▼ 口座振替には次のような特典があります▼当月分をその月に引き落としにすると、1か月あたり50円の割引になります(当月末振替による早割)▼前納(6か月分前納・1年分前納・2年分前納)すると、保険料が割引になります

※ 右記の例として、金融機関やコンビニエンスストア等から現金で保険料を1年前納すると、3520円の割引、2年前納すると14590円の割引になります。また口座振替で保険料を1年前納すると、4160円の割引、2年前納すると、15840円の割引になります(すべて令和2年度の割引額)。ただし、時期により前納できる期間に制限があります。割引額は毎年異なりますので詳しくはお問い合わせください

保険料の猶予・免除制度等

一定の要件に該当する場合は、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除のほかに次の猶予制度が申請できます。

▼ 学生納付特例制度…本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です

※ 申請するには、在籍期間の確認できる学生証(コピーの場合は両面)、または在学証明書が必要になります

▼ 納付猶予制度…学生でない50歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です

詳しくは、国保年金課または土浦年金事務所(☎825-1170)にお問い合わせください

感染症に負けない 健康づくり



新型コロナウイルス感染症などの感染症の予防には、手洗い、マスク着用、密閉・密集・密接な空間を避けることや、自分の免疫力を高めることが重要です。

健康づくり課（総合保健福祉館内） ☎888-2940

■免疫とは



自分の身体に入ってきた自分以外の物（ウイルス等）を取り除く仕組みのことです。免疫があることで、さまざまな病気にかかりにくく、病気にかかっても治りやすくなります。

免疫力を高める生活習慣のポイント

食事で免疫アップ！

●バランスのよい食事が基本です

- ▼ごはん、パン、麺はエネルギーの源になります。体力維持にもつながります（1食に1皿）
- ▼たんぱく質から免疫細胞が作られます。たんぱく質を多く含む食品
魚、肉、卵、大豆製品を食べましょう（1食に1皿）
- ▼野菜、きのこ、海藻を使った料理を食べることで、からだの調子を整えます（1食に1～2皿）
- ▼牛乳・乳製品、果物は1日1回摂りましょう
※牛乳なら200cc、果物は200g（みかんなら2個くらい、りんごなら1個くらい）



●腸を元気にする発酵食品（ヨーグルト・納豆・味噌・キムチなど）を摂りましょう



●不足しがちな野菜類、きのこ類を積極的に摂り入れましょう

成人男女の場合、1日に350g（小鉢5皿分）食べるようにしましょう。



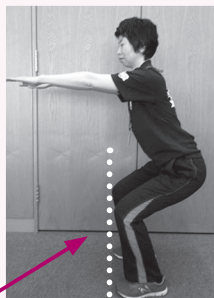
運動で免疫アップ！

●こまめに体を動かして、毎日を活発に暮らしましょう

- ▼家の中で階段を昇り降りする
- ▼周りの人との距離を保って散歩をする

●おすすめ体操 足腰を強くするスクワット

立った姿勢から、おしりを後ろに引くように体を沈める（深呼吸のペースで5～6回繰り返す）



膝がつま先より前にでない

睡眠で免疫アップ！

慢性的な睡眠不足は、免疫機能を低下させると言われています。睡眠の質を上げるために、睡眠の方法を見直してみましょう。

●快眠のポイント

- ▼ぬるめのお湯に入ってリラックス
- ▼寝るときは、快適な温度と湿度で
- ▼寝る前の飲酒を避ける
- ▼カフェインやタバコなどの刺激物を避ける
- ▼朝日を浴びる
- ▼朝食を食べる



デマンドタクシー

あみまるくん ご利用案内



都市計画課 ☎ 888-1111 (233)

あみまるくんは、現在、ワゴン型 2 台、セダン型 1 台の計 3 台で運行しています。通院・お買いもの・おでかけなど、多くの皆さんにご利用いただいています。ご利用を希望する人は、事前に利用登録（無料）が必要となります。利用者登録は随時受付していますので、『阿見町デマンドタクシー利用登録申請書』に必要事項を記入し都市計画課までご持参いただくか、郵送でお申し込みください。利用登録申請書は、都市計画課・うずら出張所・各公民館・各ふれあいセンター・総合保健福祉会館・図書館などに備え付けてあります。

デマンドタクシーあみまるくんの主な特徴

- ▼ 自宅前から目的地（町内）まで行けます
- ▼ みんなで利用する乗り合い制です
- ▼ 事前の利用登録と予約が必要です（登録無料）

利用料金について

1 回 400 円で乗車できます。身体障害者手帳・医療手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証を交付された人、介護保険法における『要介護者』『要支援者』『事業対象者』に認定された人およびその付き添い者（1 人まで）は 1 回 200 円で乗車できます。新たに上記の認定を受けた人は、都市計画課までご連絡をお願いします。また、介護認定の有効期限が満了した人は、更新手続き後にご連絡をお願いします。

利用者の皆さまへのお願い

- 予約をお願いします
 - ▼ 予約をしないと利用できません。利用される前に下記の予約センターへ、必ず予約をお願いします
 - ▼ 運転手は予約の受付をすることはできませんので、帰りも利用される場合は、あらかじめ帰りの分も一緒に予約するか、再度予約をお願いします
- キャンセルの場合も電話をお願いします
 - ▼ 運行を円滑に行うために、予約をキャンセルする場合にも必ず連絡をお願いします。キャンセル料金はかかりませんが、連絡なしでのキャンセルの場合は、1 乗車分の料金をいただきます
- 目的地を複数指定することはできません
 - ▼ 『郵便局に寄ってから買い物へ』などのように、1 回の運行で目的地を複数指定することはできません
- 時間に余裕を持ってご利用ください
 - ▼ 予約をされた皆さんの自宅や目的地を順番に回っていきますので、予約状況によっては、お迎えや目的地への到着に時間のかかる場合があります
- 正確な到着時刻をお約束できませんので、お急ぎの場合や、正確な到着時間を希望される場合は、通常のタクシーなどのご利用をお願いします
- 予約をした場所でお待ちください
 - ▼ 運転手は予約があった場所に到着した後、5 分程度待っても利用者が現れない時は、次の目的地へ向かって出発しますので、予約の時間・場所はお間違いのないよう十分注意してください
- 自宅での乗降について
 - ▼ ご自宅までお迎えにうかがいますが、自宅までの道路が狭い場合や行き止り道路の場合などは、広い道まで出てお待ちいただくことになります。また、敷地が広い場合は、道路まで出てお待ちいただきますのでご協力をお願いします
- 大きな荷物・危険物・ペットは乗せられません

予約センター

- 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時
- 電話番号：**888-4152** よい交通

運行日・運行時間

- 月～金曜日 ※祝・祭日および年末年始は運休
- 午前 8 時～午後 5 時

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

「海軍飛行予備学生と土浦海軍航空隊①」

2021年、新しい年の始まりです。

2020年は、突如として世界中を混乱に陥れた新型コロナウイルスによって、それまで当たり前だと思っていた日常の姿が大きく変わった一年でした。世界的パンデミックであった約100年前のいわゆる「スペイン風邪」の流行など、思えば人類はこれまでたびたび危機に見舞われてきましたが、その都度知恵をしばり技術を発展させて乗り越えてきました。ですので、このコロナ禍も人類はきっと乗り越えていけると思いたい。ただしそれは、一人ひとりが未来のために何を考えてどう行動するかにかかっているのではないかと思います。難しい

ことではなく、まずは他者への思いやりとやさしさを持つことが、私たちにできる大きな対策なのではないでしょうか。皆さんの今年一年が笑顔にあふれた日々でありますよう、応援しています。

さて、新年からの「予科練平和記念館だより」は、予科練習生とともに旧日本海軍の航空戦力を支えた海軍飛行予備学生（以下予備学生）についてシリーズでお伝えしていきたいと思います。

土浦海軍航空隊（現陸上自衛隊武器学校一帯）と言えば予科練のメッカというイメージが定着していますが、実は予備学生にとっても訓練の中心地でした。

予備学生とは、海軍の幹部である士官を養成するための制度とそこで学んだ学生たちの総称です。「飛行科」「整備科」「兵科」の三種類からなり、旧制大学や旧制高校（現在の大学1～2年生時の一般教養課程に相当）等で高等教育を受けた者を選抜して「予備学生」とし、短期間で教育を行って士官の予備役を育成する制度として創設されました。予備役ですので、平時は民間会社等で勤務し、緊急時に招集を受けて任務にあたります。

例えば、飛行予備学生の第一期生は6人採用され、1934（昭和9）年に霞ヶ浦海軍航空隊に入隊後1年の訓練期間を経て民間の航空会社に就職しましたが、1937（昭和12）年の日中戦争において招集され士官として従軍しています。

当初は海軍士官の予備役育成を目的とした制度でしたが、日中戦争以降は短期間の訓練で海軍士官を養成するための制度になっていきました。

海軍飛行予備学生は、制度開始から終戦までの11年間で15,149人が土浦海軍航空隊ほかに入隊し、2,485人が戦死されています。このうち特攻作戦で亡くなられた人は658人にのぼります。

2021年は霞ヶ浦海軍航空隊が開隊してから100年、土浦海軍航空隊が開隊してから81年目の年です。予科練生たちと同じようにこの阿見町で訓練に励み、国のために尊い命を捧げた海軍飛行予備学生ですが、現在予科練平和記念館には予備学生を紹介する展示がありません。こうした反省も踏まえ、今年は予備学生の周知にも力を入れていければと思います。



珍しい土浦海軍航空隊の雪景色写真(当館蔵)



インフォメーション

お知らせ
「三不運動」をい存じ
ですか？

政治家の寄付は禁止！ 有権者が政治家に寄付を求めることも禁止！

年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物やお祝い事をする機会が多いシーズンです。この機会に皆さまに改めてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のかららない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三不運動」(贈らない・求めない・受け取らない)です。政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。

皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

町選挙管理委員会事務局
☎ 888-1111 (214)

お知らせ
「健診結果説明会」開催
(無料)

人間ドックや医療機関での健診結果をもとに、栄養士・保健師が個別相談をします。

数値の見方についてや、数値改善のための食事のポイントなどお気軽におたずねください。3月も開催します。1月・2月の日程は左記のとおりです。

▼期日 令和3年1月20日

(水) ② 22日(金) ③ 29日(金)
④ 2月3日(水) ⑤ 8日(月)

▼時間 午前9時～11時45分

▼午後1時30分～4時15分

※1人30分、④のみ午前9時～11時45分

▼場所 ①③⑤ 総合保健福祉会館「さわやかセンター」②本郷ふれあいセンター④かすみ公民館

▼内容 1人30分程度の栄養士・保健師による健康相談

▼申込方法 実施日の2日前までに電話または左記に来館にて申し込む ※土・日・祝日、年末年始を除く

▼持参品 健診結果通知書

▼その他 新型コロナウイルス感染症防止のため、当日は検温、マスク着用、手指消毒のご協力をお願いします

▼健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎ 888-2940

お知らせ
不動産公売に参加してみませんか？

茨城租税債権管理機構では、一般の人も参加できる入札により、下記のとおり不動産公売を実施します。

▼期日 令和3年1月5日(火)
▼時間 午後1時20分～2時(受付開始:午後0時50分)
▼場所 水戸合同庁舎2階大会議室(水戸市柵町)
▼公売対象 売却番号2182
見積価格6700000円▼公売保証金7000000円▼土地:中央5丁目3797番18(畑320㎡)
▼その他 不動産公売は中止になる場合もありますので事前に左記にお問い合わせください▼詳しい公売案内は収納課で無料配布しています。また、同機構のホームページからもご覧いただけます
※茨城租税債権管理機構とは、県内の市町村から滞納事案の移管を受け、滞納処分(差押・公売)等により、市町村税の徴収を行う特別公共団体です。茨城の全市町村を構成団体として、平成13年4月に設立されました

お知らせ
元気いばらき就職面接会(土浦会場)無料開催

新卒者を含む若年者や離職された求職中の人を対象に、合同就職面接会を開催します。複数の

▼期日 令和3年1月21日(木)
▼時間 午後1時30分～3時30分(受付:1時から)
▼場所 県土浦合同庁舎本庁舎3階第1会議室(土浦市真鍋)
▼対象 卒業予定者(専門学校・短大・大学)を含む若年の人や求職中の若人

参加企業数 約20社
お問い合わせセンター
県南地区センター ☎ 029-825-3410

お知らせ
消費税の確定申告をされる皆さまへ

消費税確定申告書を作成するには、令和元年10月1日以降の取引について、売上げや仕入れ等を税率(軽減税率8%・標準税率10%)ごとに区分して記帳するなどの経理(区分経理)を行った帳簿が必要となります。また、令和元年分からは、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。

なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。

竜ヶ崎税務署 ☎ 0297-6611303

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎ 888-1111 (172)

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 郵便局 コンビニ J A
☎ 029-804-0382
E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日 午前9:00～午後6:00)
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。



インフォメーション

お知らせ 町政治倫理審査委員会委員の公募

この審査会は、町長等および議員が政治倫理基準または遵守事項に違反している疑いがある場合または町民から調査請求があった場合に、当該事実の調査等を行う機関です。

委員の職務 政治倫理確立のための調査および審査（守秘義務を負います）

任期 令和3年4月1日～令和5年3月31日まで

募集人数 2人

応募条件 次の要件をすべて満たす人
▼町内在住で選挙権を有する
▼平日に開催する審査会に出席できる
▼町職員・議員および町のほかの審議会等の公募委員ではない
▼暴力団と社会的に非難される関係を有する者ではない
▼地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない
▼町長等および議員の2親等以内の親族または同居の親族ではない

報酬等 条例で定める額（報酬日額5300円、費用弁償700円）

応募期間 令和3年1月15日（金）まで ※土・日・祝日、年末年始を除く

応募方法 ①下記に連絡する
②折り返し送付される応募用紙に住所・氏名・応募の動機等の必要事項を記入し、

左記に提出する
▼選考方法 書類選考（選考後に結果を通知）
▼総務課文書法制係 ☎888-1111（295）

お知らせ 土浦・阿見都市計画区域マスタープランに関する公聴会開催

都市の将来像を示す「都市計画区域マスタープラン」の作成にあたり、住民の皆さまからご意見をいただくため、左記のとおり公聴会を開催します。

公述人として意見を述べることが出来ます。申出者が多数の場合は、意見内容を考慮のうえ代表者を選定させていただきます。なお、公述申出者がいない場合は、公聴会は開催されません。

公聴会開催時には、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施しますが、感染状況を踏まえ、公聴会の開催方法、日程を変更する可能性があります。最新の情報は、県ホームページをご覧ください。

期日 令和3年1月25日（月）
時間 午後2時から
場所 土浦合同庁舎3階第1会議室（土浦市真鍋）

申出方法 意見を述べることを希望する人は、公述申出期間内に公述申出書を提出してください

※公述申出書の様式は閲覧場所

（県都市計画課・町都市計画課）および県都市計画課ホームページにあります

提出先 〒310-8555 水戸市笠原町978-6 茨城県知事大井川和彦（県土本部都市局都市計画課扱い）あて

公述申出期間 令和3年1月7日（木）～18日（月）※閉庁日を除く

問 県都市計画課 ☎029-301-4592 ▼町都市計画課 ☎888-1111

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場「夜間飛行訓練」

ヘリコプター2～3機による標記訓練を行います。

日時 令和3年1月19日（火）～21日（木）、26日（火）～27日（水）、日没から約3時間以内（各機2時間基準）

問 陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校 総務課 ☎842-11211

お知らせ 「龍ヶ崎地方衛生組合競争入札参加資格審査申請」受付

令和3年5月1日から令和5年4月30日までに、龍ヶ崎地方衛生組合が発注する建設工事、測量・建設コンサルタン等業務、物品購入および役務提供その他に係る競争入札参加資格審査申請の受付が始まります。

詳細は左記ホームページ「事業者の方」内「入札参加申請」から「龍ヶ崎地方衛生組合令和3・4年度競争入札参加資格審査申請の手引」をご覧ください。

受付期間 令和3年2月1日（月）～2月26日（金）

申請方法 原則書留郵便による郵送（受付期間内の消印有効）

問 〒301-0801 龍ヶ崎市板橋町字安台542-1 龍ヶ崎地方衛生組合施設課 ☎0297-641144

E ryu-114@muse.ocn.ne.jp
http://ryugasakisei.e-net.jp/

お知らせ 町シルバー人材センターから

入会説明会開催
期日 令和3年1月5日（火）
時間 午前9時30分から1時間程度（5分前までに集合・要事前予約）

場所 町シルバー人材センター（総合保健福祉会館別館）
対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人（入会承認制） ※特に女性で施設清掃、網戸・障子貼り、草刈り、草取り、植木の手入れを希望される人歓迎

問 （公社）町シルバー人材センター ☎888-2036

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり

住まいのことなら 美都住建へ

～自分らしい生活～
介護住宅改修
○介護保険を上手に使う
○手摺取付、バリアフリー

～健康・快適住宅～
抗酸化工法の家
○空気のキレイな空間
○防カビ・ダニのいない家

●新築住宅に関する事は 美都住建 検索

建築業知事免許（般-29）第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10
（株）美都住建 TEL.029-842-7196
【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32

リフォーム・不動産の事なら

住まいのことなら
LIXILリフォームショップ

茨城県知事免許（5）第5548号
有限会社 美都ツ和ワ

＜住まいの相談室＞
トイレ・キッチン・浴室
塗装・屋根・外構工事など

＜不動産のご相談＞
土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目 45-45
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央 1-5-32
TEL.029-891-2200



インフォメーション

募集 令和3年度任用職員募集 会計年度任用職員募集

①教育相談センター指導員

勤務期間 令和3年4月1日

(木) 令和4年3月31日(木)

勤務日時 週3日 ※毎週月

金曜日、午前9時～午後

5時(うち6時間勤務)

勤務内容 教育相談センター

に通所する児童・生徒の指導

応募条件 教職の経験(小学

校もしくは中学校)がある人

勤務場所 教育相談センター

募集人数 2人

報酬 時給1171円

②学校用務員

勤務期間 令和3年4月1日

(木) 令和4年3月31日(木)

勤務日時 毎週月～金曜日、

午前9時～午後3時(5時間

勤務)

勤務内容 学校内の清掃等管

理業務・教職員の用務補助等

勤務場所 町内各小中学校

募集人数 1人

報酬 時給874円

③学校給食配膳員

勤務期間 令和3年4月1日

(木) 令和4年3月31日(木)

勤務日時 毎週月～金曜日

(春休み・夏休み・冬休み・祝日
などの休校日、学校給食が無
い日を除く)、午前10時～午
後2時(3時間勤務)

勤務内容 学校給食の配膳・

食器の回収等

勤務場所 町内各小中学校

募集人数 1人

報酬 時給874円

④特別支援員

勤務期間 令和3年4月1日

(木) 令和4年3月31日(木)

勤務日時 毎週月～金曜日

(夏休み・冬休み・祝日など休

校日を除く、春休みは1日の

み勤務)、午前8時30分～午

後4時(うち5時間30分勤務)

※学校によって変動あり

勤務内容 特別な配慮が必

要な児童・生徒の学校生活上

の支援

勤務場所 町内各小中学校

募集人数 3人

報酬 時給939円

⑤ティームティーチング講師

勤務期間 令和3年4月1日

(木) 令和4年3月31日(木)

勤務日時 毎週月～金曜日

(春休み・夏休み・冬休み・祝日

など休校日を除く)、午前

8時～午後4時30分(7時間

30分勤務)

勤務内容 児童の学習援助

応募条件 教員免許状(小学

校)を保持している人

勤務場所 町内各小学校

募集人数 1人

報酬 時給1755円

⑥学校教育課事務員

勤務期間 令和3年4月1日

(木) 令和4年3月31日(木)

勤務日時 毎週月～金曜日、

午前8時30分～午後5時(7

時間30分勤務)

勤務内容 学校教育課の事務

補助等

応募条件 ワード・エクセル

等のパソコン操作ができる人

勤務場所 学校教育課

募集人数 1人

報酬 時給939円

⑦図書館司書または図書館事務員

勤務期間 令和3年4月1日

(木) 令和4年3月31日(木)

勤務日時 ①週5日(土・日・

祝日を含む) 午前9時～午後

7時(うち7時間勤務) ②週

3日(土・日・祝日を含む)、

午前9時～午後7時(うち7

時間勤務) ③週2日(土・日)

午前9時～午後5時(うち7

時間勤務)

勤務内容 カウンター業務

全般・図書の維持管理等

応募条件 ワード・エクセル

等のパソコン操作ができる人

人、カウンター業務の接客

に向いている人、書籍・

CD・DVD等を運搬・整理

できる人

勤務場所 図書館

募集人数 ①6人②2人③2

人

報酬 ▼図書館司書：時給

946円 ▼図書館事務員：時

給939円

⑧社会教育指導員

勤務期間 令和3年4月1日

(木) 令和4年3月31日(木)

勤務日時 火・木の2日間と

土・日のいずれか1日を含む

週3日、午前8時30分～午後

5時15分(7時間45分勤務)

勤務内容 ふれあい地区館活

動の運営等

応募条件 ワード・エクセル

等のパソコン操作ができる人

勤務場所 各公民館・ふれあ

いセンター

募集人数 若干名

報酬 月給107760円

⑨ふれあいセンター館長

勤務期間 令和3年4月1日

(木) 令和4年3月31日(木)

勤務日時 土・日を1日含む

週5日、午前8時30分～午後

3時00分(うち5時間30分

勤務)

勤務内容 ふれあいセンター

の運営

応募条件 ワード・エクセル

等のパソコン操作ができる人

勤務場所 各ふれあいセンター

募集人数 若干名

報酬 月給131645円

⑩公民館およびふれあいセンター事務員

勤務期間 令和3年4月1日

(木) 令和4年3月31日(木)

勤務日時 週4日 ※それぞ

れ午前8時30分～午後5時15

分(7時間45分勤務)

勤務内容 コミュニティセン

ターの事務補助

応募条件 ワード・エクセル

等のパソコン操作ができる人

勤務場所 各公民館・ふれあ

いセンター

募集人数 若干名

報酬 時給939円

勤務期間 令和3年1月15日

(金)まで ※①～⑥土・日・祝

日・年末年始を除く⑦毎週月

曜日・年末年始など休館日を

除く⑧～⑩毎週月曜日(祝日

の場合は翌火曜日)・祝日・年

末年始など休館日を除く

応募方法 履歴書(3か月以

内撮影の写真貼付)を直接左

記に提出する ※郵送不可

選考方法 書類選考・面接

(日程は後日連絡)

その他 費用弁償(通勤距離

に応じて支給)・期末手当(週

の勤務が15時間30分以上の

人)・有給休暇あり、社会保険・

雇用保険加入(職種により異

なります)

問①～⑥学校教育課 ☎888-1

1111(321) ⑦図書館

☎887-6331 ⑧～⑩

生涯学習課(中央公民館内)

☎888-2526

古関弘之展『25年目の再会』開催中

今年放送されていたNHK連続テレビ小説「エール」。物語の主人公のモデルとなった人物、古関裕而さんの弟で、町内に在住していた古関弘之さんが制作した絵画の展覧会が開催中です。

古関さんの描いた絵は、広報あみ「町内スケッチ」コーナー（1976年12月号～1980年7月号の間40回）と、「阿見町よもやま話」コーナー（1989年1月号～1989年12月号掲載、全12回）に掲載されており、当時の町の様子を風景画・コラムと共に紹介していました。

展覧会では、実際に広報あみに掲載された風景画の原画が数多く展示されており、下記期間で開催されています。

▼期日 令和3年1月17日(日)まで

※火・水・木曜日は定休日、なお都合により変更となる場合があります。事前にお問い合わせください

▼時間 正午～午後3時

▼場所 「ひるげ・ゆうげ くらや」阿見町実穀 1526-4

▼問い合わせ ひるげ・ゆうげ くらや ☎ 896-3357



▲町内スケッチ(1976年12月号)



▲古関弘之さんの長男、隆太郎さんご夫妻が町長を表敬訪問されました

龍ヶ崎地方衛生組合の財政(令和2年9月30日現在) 令和2年度上半期(4月～9月)の財政事情書

龍ヶ崎地方衛生組合は、阿見町、龍ヶ崎市、牛久市、取手市、稲敷市、利根町、河内町、美浦村の8市町村で構成する一部事務組合であり、構成市町村から搬入される浄化槽汚泥などの処理を行っています。

地方自治法第243条の3第1項および龍ヶ崎地方衛生組合財政事情書の作成および公表に関する条例の定めにより、財政事情を公表します。

▼令和2年度一般会計の執行状況

(単位:千円)

歳入			歳出		
項目	予算額	収入済額	項目	予算額	支出済額
分担金負担金	1,119,135	196,768	議会費	4,277	74
使用料手数料	25,095	10,504	総務費	153,208	74,438
国庫支出金	764,890	0	衛生費	1,829,616	72,774
財産収入	131	14	公債費	26,756	13,378
繰入金	96,029	0	予備費	2,000	0
繰越金	10,500	19,034			
諸収入	77	54			
合 計	2,015,857	226,374	合 計	2,015,857	160,664
収入率	11.23%		支出率	7.97%	

▼令和元年度一般会計決算の状況

(単位:千円)

歳入			歳出		
項目	金額	割合(%)	項目	金額	割合(%)
分担金負担金	422,679	61.90	議会費	2,326	0.35
使用料手数料	25,000	3.66	総務費	148,953	22.44
国庫支出金	16,600	2.43	衛生費	419,613	63.21
財産収入	217	0.03	公債費	92,909	14.00
繰入金	206,857	30.30	予備費	0	0.00
繰越金	11,403	1.67			
諸収入	79	0.01			
合 計	682,835	100.00	合 計	663,801	100.00

▼組合所有財産の状況 ▼土地:32,812 m² ▼建物:8,257 m² ▼車両:5台 ▼基金積立金:262,976千円

▼組合債現在高の状況 ▼一般廃棄物処理事業債:13,258千円

☎ 龍ヶ崎地方衛生組合総務課 ☎ 0297-64-1144 ☎ 0297-64-1145

🌐 <http://ryugasakieisei.ec-net.jp/> 📧 ryu-1144@muse.ocn.ne.jp

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●



スマートフォン・携帯電話で
t-ami@sg-m.jp宛てに空メール
を送信するか、または左記二次元
コードを読み取り、専用サイトに
アクセスして登録してください。

▲二次元コード

●定例相談●

行政相談

日 時 1月7日(木) 午前10時～午後3時
場 所 役場3階306会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分
※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場 所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期 日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時 間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所

☎ 841-1167

健康づくり課

☎ 888-2940

福祉センターまほろば

☎ 887-3969

地域子育て支援センター

☎ 891-2772

阿見消防署

☎ 887-0119

火災情報案内

☎ 0297-64-0119

上下水道課

☎ 889-5151

霞クリーンセンター

☎ 889-0091

中央公民館

☎ 888-2526

君原公民館

☎ 889-1363

かすみ公民館

☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター

☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター

☎ 840-2761

図書館

☎ 887-6331

予科練平和記念館

☎ 891-3344

総合運動公園

☎ 889-2788

教育相談センター

☎ 888-1225

町民活動センター

☎ 888-2051

町男女共同参画センター

☎ 896-3181

消費生活センター

☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医・

定例相談等のテレホンサー

ビス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 47,985人 (+ 5) ▽12月1日現在
- 男 性 23,852人 (+ 14) ▽常住人口ベース
- 女 性 24,133人 (- 9) ▽()内は前月比
- 世帯数 20,318世帯 (+ 2) ▽総務課調べ

1月の納税等

町・県民税(4期)
国民健康保険税(7期)
後期高齢者医療保険料(7期)
介護保険料(7期)
納期限 2月1日(月)

2月の納税等

固定資産税(4期)
国民健康保険税(8期)
後期高齢者医療保険料(8期)
介護保険料(8期)
納期限 3月1日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 11月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急 病	102件(1229)
出場件数	163件(1834)	交通事故 17件(148)
	一般負傷	28件(254)
※救急車の適正な利用をお願いします	そ の 他	16件(203)
	合 計	163件(1834)

『広報あみ』は、下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書広聴課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店